

# 「地域学校協働活動」の推進に向けて

## 1 背景

### (1) 社会の動向

- 急激な少子高齢化やグローバル化の進展等に伴い、激しく社会環境が変化してきている。
- 地域においては、地域社会の支え合いの希薄化、教育力の低下、家庭の孤立化などの課題がある。
- 学校においては、いじめや不登校、貧困などをはじめ、子供を取り巻く問題が複雑化・困難化してきている。



#### 社会総掛かりでの対応が必要

予測がつかないこれからの世の中を、柔軟に逞しく生き抜いていける人材の育成を考えた時、学校だけが子供の教育を担うのではなく、地域社会も教育に責任をもち、社会総掛かりで子供を育てていく必要があること、またそのためには、学校や地域人材が個別に教育に関わるのではなく、ネットワークを作って取り組んでいくことが有効である。

### (2) 国の動き

#### ○ 平成27年12月

中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」

- ・「地域学校協働活動」の推進及び「地域学校協働本部」の全国的な整備の提言

#### ○ 平成28年1月

『次世代の学校・地域』創生プラン

- ・本プランの実現に向け、社会教育法の改正、「地域学校協働本部」の全国的な整備

#### ○ 平成29年3月

社会教育法改正

- ・「地域学校協働活動」を実施する教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備
- ・「地域学校協働活動」に関し地域住民と学校との情報共有や助言等を行う「地域学校協働活動推進員」の委嘱に関する規定の整備

#### ○ 令和2年4月

新学習指導要領全面実施（小学校）

【中学校は令和3年4月、高等学校は令和4年4月から年次進行で実施】

- ・「社会に開かれた教育課程の実現が重要」
- ・「学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を超えた交流の機会を設けること。」

## 2 「地域学校協働活動」とは

### (1) 定義

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、『学校を核とした地域づくり』を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動

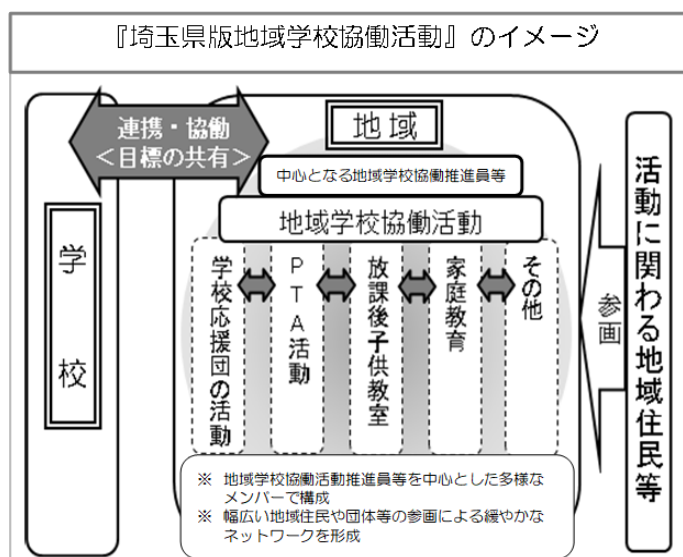
### (2) 活動例

- ・ 登下校の見守り・読み聞かせ・授業補助・学校周辺の環境整備
- ・ 地域住民の協力によって行う学習支援や放課後子供教室
- ・ 地域課題解決学習・郷土学習
- ・ 地域行事への参画

※地域が学校を「支援」という一方向の関係ではなく、学校と地域が同じ目標・ビジョンに向かい、一体となってともに活動を目指す必要がある。

### (3) これまでとこれから

地域学校協働本部を整備することにより、これまで個別に行われていた学校応援団、放課後子供教室その他の地域学校協働活動が、互いに人材の行き来をさせながら、ネットワークをつくり、横のつながりをもって取り組まれることが想定される。また、活動自体がこれまでより大きなものになったり、参画する人々が増え、多様になっていったりすることも想定されるため、地域学校協働活動の推進に効果的と考えられている。



## 3 「地域学校協働本部」とは

### (1) 定義

幅広い地域住民や団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制

※従来の学校支援地域本部（※）等の地域と学校の連携体制を基盤とするといったことが想定される。

※「学校支援地域本部」とは、本県における「学校応援団」のような学校への支援組織に対する国の呼称。

## (2) 「本部の3つの要素」

国は以下の3点を、「地域学校協働本部」を成立させるために「必須とすることが重要」とし、「本部の3つの要素」を示している。

- ①コーディネート機能・・・多様な団体・組織とのネットワークを構築するために連絡・調整を行い、円滑な活動の推進に寄与するコーディネーターによる働き
- ②多様な活動・・・より多くの地域住民等の参画による多様な地域学校協働活動の実施
- ③継続的な活動・・・地域学校協働活動の継続的・安定的実施

## 4 「地域学校協働活動」の充実

多様で継続的な地域学校協働活動を実施するためには、地域の様々な団体と繋がり、学校と地域住民の橋渡し役となる存在が重要である。社会教育法第9条の7では、教育委員会が地域学校協働活動推進員を委嘱できることを定めており、地域と学校をつなぐコーディネーターは、今後、地域学校協働活動推進員として委嘱していただくことが望まれる。委嘱することにより、法律に位置付けられた存在として地域学校協働活動の推進に関わっていただくことができるようになる。

また、文部科学省では、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進」による地域と学校の連携・協働体制の構築を推進している。地域学校協働活動推進員等が、学校運営協議会の委員となることで、「学校と地域」「地域と地域」「保護者と地域」を繋ぐことが期待される。そして、学校運営協議会での地域学校協働活動についての協議を通して、新たな繋がりが生まれ、地域学校協働活動が多様で継続的な活動になっていき、「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」が実現していくと考えている。

※国は「コーディネート機能の強化」として、地域学校協働活動推進員等（コーディネーター含む）の地域課題に応じ専門性を活かした追加配置や常駐的な活動を推進している。